

様式第9号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

愛西市長



年 月 日付けで申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	愛西市	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、都市計画課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、愛西市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 標識の再利用が困難な場合は都市計画課へ連絡してください。
- 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、愛西市の検査を受けてください。
- 5 検査に合格したときには、速やかに愛西市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに都市計画課に連絡してください。

担当連絡先	産業建設部都市計画課 TEL 0567-55-7126
-------	--------------------------------

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。